

富士河口湖町教育大綱 (R07-)

はじめに

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されました。これに伴い、本町においても、地域の実情に応じた教育の基本目標や方向性を示したものが「富士河口湖町教育大綱」です。

基本理念

子どもたちが郷土に誇りをもちながら、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく育っていく質の高い教育を実施するように努め、町民が生涯を通じて「町民でよかった」と思える学びの環境を整えるとともに、町民文化があふれる「世界遺産の町づくり」を目指します。

郷土を愛し、躍動する富士河口湖町の教育

基本目標

- (1) たくましく、心豊かな人づくり
- (2) 生涯にわたる学びの環境づくり
- (3) 質の高い文化づくり

基本目標を実現するための8つの基本方針

基本方針1

家庭、地域、保育所、学校が連携し、思いやりのあるしなやかな心をもった子どもを育てます。

基本方針2

全町民の自然、伝統、歴史、文化を愛す心を啓発・尊重し、未来に引き継ごうとする富士河口湖町の子どもを育てます。

基本方針3

質の高い学校教育実施のためICTを組み合わせた学習環境の充実を図り、子どもたちに確かな学力と自立の力を育てます。

基本方針4

子どもたちが安全に、しかも安心して学べる教育環境の整備とさらなる地域支援体制の充実に努めます。

基本方針5

スポーツ・レクリエーション活動を盛んにし、全町民が健康で豊かな生活を送れるよう活動を支援します。

基本方針6

町民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます。

基本方針7

一人ひとりの個性を尊重し、個別の支援を図りながらニーズに応じたきめ細やかな教育の実施に向けて取り組みます。

基本方針8

生涯にわたり「いつでも・どこでも・だれでも」学び続け、成果を社会活動で生かすことができる生涯学習のまちづくりを目指します。